

100周年記念基金国際交流助成における審査指針に関する申し合わせ

I. 「国際会議への出席」について

1. 本助成申請の有資格者

- (1) 国際会議で発表を予定している若手研究者（申請時点で35歳程度以下の人）。
- (2) 申請時点で、電気学会会員であること（申請中は除く）。
- (3) 過去に本助成または、「桜井基金による海外派遣助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。
- (4) 同一推薦者からの申請については、「桜井基金による海外派遣助成」を含め、前回の受諾された申請から、3年以上経過していること。

2. 助成額について

- (1) 助成のための運用限度額については、研究経営理事の決定額とする。
- (2) 助成額は往復の渡航費（一般の割引運賃）程度を目安とする。
具体的な目安は、源泉税込みで以下の金額とする。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア）、ハワイ	10万円
南米	30万円	アフリカ	30万円

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項

助成者の選考にあたっては、原則として、下記の6項目についてその順に考慮する。

- (1) 会議での役割（論文発表、招待講演、座長など）
- (2) 本助成採択回数（助成実績のない者を優先）
- (3) 同一機関や同一会議に集中しないこと
- (4) 経済的な状況などを考慮し、学生を優先する。ただし学生の優先順位は、①大学院修士・博士課程、②大学学部、③高専専攻科とし、発表論文のファーストオーサーであること
- (5) 若手を優先
- (6) 渡航回数（渡航回数の少ない者優先）

II. 「桜井基金による海外派遣」について

1. 本助成申請の有資格者

- (1) 電力技術に関する国際会議への出席者
- (2) 申請時点で、電気学会会員であること（申請中は除く）。
- (3) 過去に本助成または、「国際会議への出席助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。
- (4) 同一推薦者からの申請については、「国際会議への出席助成」を含め、前回の受諾された申請から、3年以上経過していること。

2. 助成額について

「国際会議への出席助成」に準じる。

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項

「国際会議への出席助成」に準じる。

4. 桜井基金の年度予算額に余剰が発生した場合、かつ100周年記念基金の年度予算額に不足が発生した場合は、余剰金を、100周年記念基金による「国際会議への出席」に充当することができる。

III. 「外国学会との交流活動」について

1. 本助成は、日本で開催する電気学会主催の会議での特別講演、招待講演などのために海外の著名な研究者、技術者を招聘するための交通費、滞在費などを援助する。
2. 助成額について
 - (1) 助成のための運用限度額については、研究経営理事の決定額とする。
 - (2) 助成額の具体的目安は、源泉税込みで以下の通りとする。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア）、ハワイ	10万円
南米	30万円	アフリカ	30万円

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項
 - (1) 同一の会議から複数名申請する場合は希望順位をつけて申請する。同一の会議への助成人数は、全体の申請状況、会議の規模にもよるが、原則として1名とする。
 - (2) 招聘者の経済的な状況も考慮する。

IV. その他

本制度に関して、ホームページを利用して会員に周知し、広く公募する。

(付則)

1. 平成13年4月17日、調査会議にて承認。
2. 平成14年4月10日、調査会議にて見直しについて承認。
3. 平成18年2月9日、研究経営会議にて一部改正。
4. 平成18年4月26日、理事会にて一部改正。
5. 平成22年10月25日、研究経営会議にて一部改正。